

新規上場申請者についての上場証券取引所に係る取扱いの廃止について

平成 12 年 2 月 23 日

名古屋証券取引所

1. 現行制度

(1) 市場第一部又は市場第二部への上場申請

新規上場申請者が名古屋周辺（愛知県、三重県、岐阜県、静岡県、長野県、富山県、石川県、福井県及び滋賀県をいう。）以外に営業の主体を有し、かつ、全国いずれの証券取引所にも上場されていない場合で、上場申請が名古屋証券取引所（以下「名証」という。）のみに行われたときには、上場申請を受け付けないこととしている。

（「有価証券上場規程に関する取扱い要領 9 c」）

(2) 成長企業市場部への上場申請

成長企業市場部へ上場申請するときには、新規上場申請者が名古屋周辺に営業の主体を有している場合に限ることとしている。

（「株券上場審査基準第 4 条第 2 項」）

2. 改正の内容

名古屋周辺以外に営業の主体を有する新規上場申請者に対し、名証市場への上場を促進するため、当該取扱いを廃止することとする。

3. 実施時期

市場第一部又は市場第二部への上場申請にあつては 7 月 1 日から、成長企業市場部への上場申請にあつては 4 月 1 日からの実施を目途とする。

以 上